

とやまの美しい森林づくり

公社営林だより

第4号
平成24年3月発行



作業路開設 富山市舟倉事業地

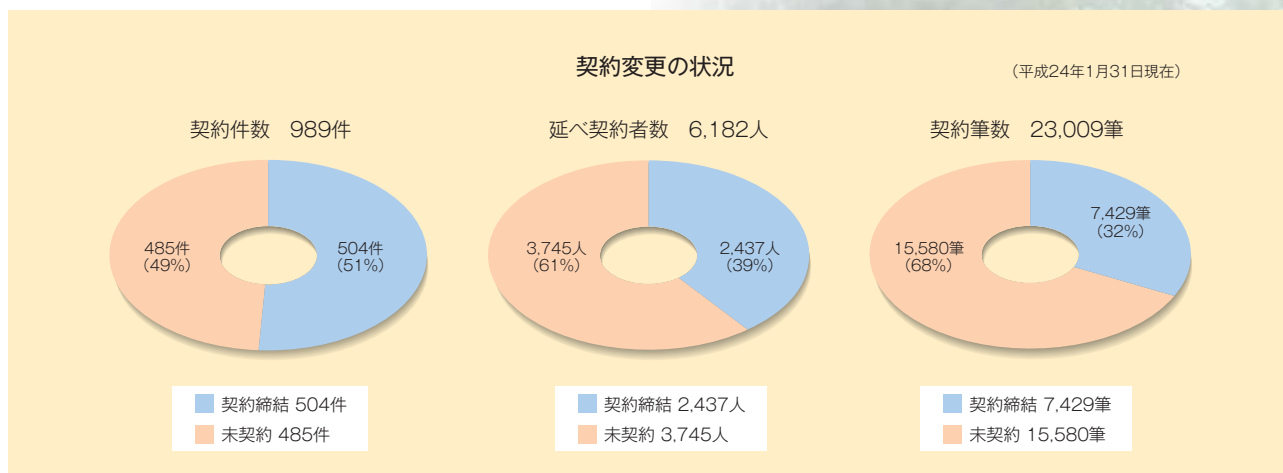
発行／富山県「美しい森林」事業推進協議会
URL : <http://www.taff.or.jp/utukushiimori/>

(社) 富山県農林水産公社 森林部
URL : <http://www.taff.or.jp/>

1 分収造林契約変更の取組み状況について

富山県農林水産公社では、昭和41年度から土地所有者の皆様へ代わって森林の施業を行ってきたところです。木材価格の低迷や施業コストの上昇などにより大変厳しい経営状況にあることから、土地所有者の皆様へ、契約期間の80年への延長と分収比率の変更（土地所有者：公社 4：6 → 2：8）をお願いしております。

平成20年度から平成24年度までを集中取組期間としており、土地所有者の皆様のご理解とご協力をいただき、これまで契約件数で504件（契約率51%）、延べ契約者数で2,437人（同39%）、契約筆数で7,429筆（同32%）の変更契約を締結させていただきました。



2 平成23年度 分収造林事業の実績

当公社では約7,500haの森林整備を行っており、平成23年度については、国、県、市町の補助金や交付金など公社に有利な財源を積極的に活用し、計画的に整備を行っています。

今後とも継続して、間伐、枝打ち等の適切な森林施業を実施してまいります。また、立木伐採に向けた作業路の開設に取り組んでいきます。

施業内容	平成23年度実績見込	
	事業量 (km・ha)	事業費 (千円)
下刈 (ha)	9.20	1,354
雪起し (ha)	18.10	6,489
つる枯殺 (ha)	50.00	3,444
間伐 (ha)	571.88	145,492
枝打 (ha)	539.16	139,752
作業路開設 (km)	28.69	23,992
作業路等補修 (km)	281.96	28,706
事業雑費	—	1,650
計	1,498.99	350,879

*事業量の計には作業路開設、作業路等補修は含まれません。

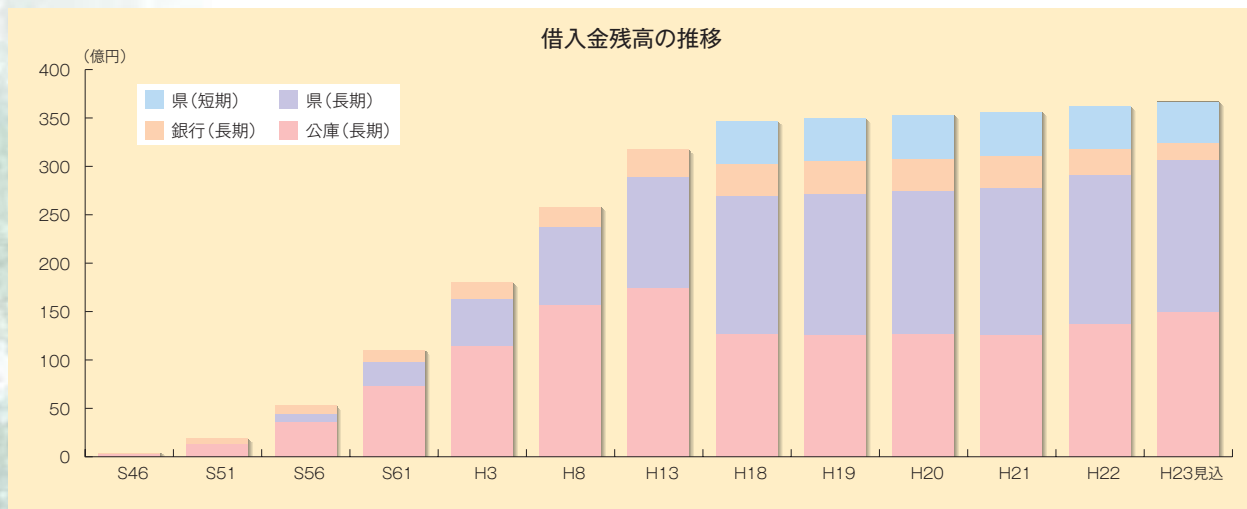
3 経営改善の取り組み

分取比率や施業方法の見直しのほか、次により、一層の経営改善に取り組んでいます。

(1) 金利負担の軽減

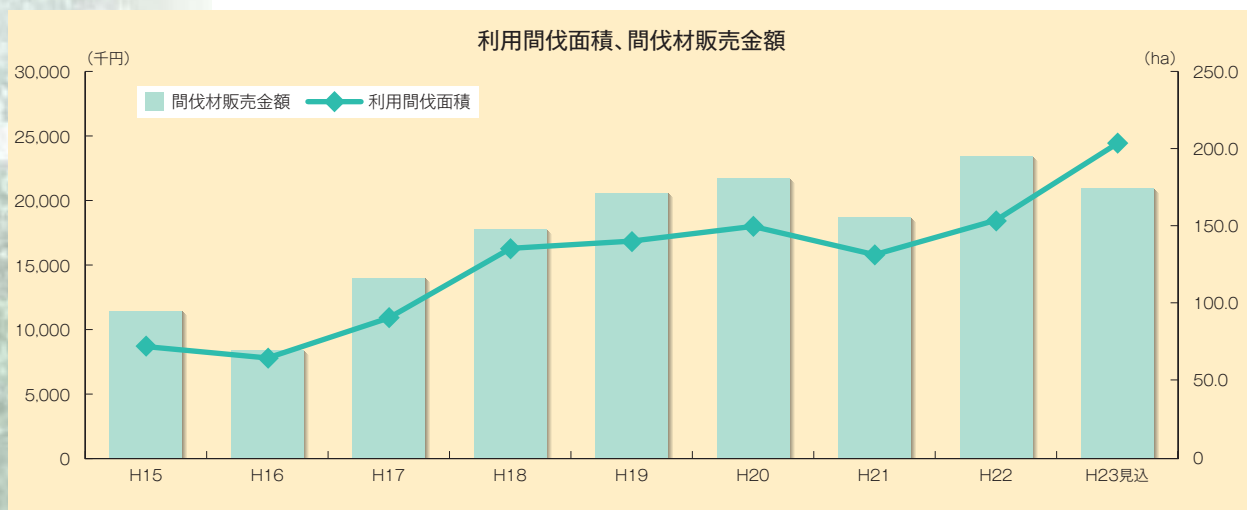
公庫資金について、低利な分取林機能高度化資金や施業転換資金への借換え、高利な資金の繰上償還を実施いたしました。

また、公庫の新たな融資制度を活用し、平成22年度以降順次、市中銀行の借入金を低利の公庫資金に借り換え、金利負担等の軽減を図っています。



(2) 収入増大の取り組み

公社の収入の増大を図るため間伐材を搬出し、販売して収益をあげる利用間伐を推進しています。



(3) その他

県から職員派遣や事務費、運営費（人件費含む。）の補助、貸付金の無利子化など、公社運営に対し積極的な支援を受けています。

4 公益社団法人への移行について

平成20年12月1日に、「公益法人制度改革関連三法」が施行され、民法第34条に基づき設立された当会社のような社団法人は、平成25年11月30日までに、公益社団法人又は一般社団法人への移行申請を行わなければならないことになりました。

このため、当会社においては、平成23年12月に公益社団法人への移行認定申請を行ったところ、平成24年1月24日に富山県公益認定等審議会に諮られ、認定の基準に適合すると認めるのが相当である旨の答申が出されました。

今後、平成24年4月1日の移行登記により公益社団法人となります。

5 土地所有者の皆様へ

(1) 下記に該当する方は大変お手数ですが手続きが必要となりますので、ご連絡をお願いいたします。

- ア 住所変更を予定されている方
- イ 所有地の売買、贈与を予定されている方
- ウ 契約代理人の変更を予定されている方

(2) 分収造林地の相続手続（登記）がなされていない方は手続をお願いします。

相続登記をしないままにしておくと、相続人に更に相続が発生するなどして、登記の手続をするのに必要な関係者が増え、手続が複雑になる場合もありますので、相続登記は、できる限り早く済ませられることをお勧めします。

なお、相続による所有権移転の登記の申請をする場合は、法律で定められた登録免許税を納付する必要があります。

登録免許税額の計算方法

登録免許税額は、原則として次のように計算します。

登録免許税額 = (課税標準) × (税率)

なお、詳細については、法務局にお問い合わせ願います。

(3) 山火事予防の徹底について

- ア たばこの吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないで下さい。
- イ 枯れ草等のある場所では、火災が起こりやすいので、たき火をしないで下さい。
- ウ 火の取扱いに十分留意して下さい。

(社)富山県農林水産公社のご案内



〒930-0096 富山市舟橋北町4番19号(森林水産会館6F)
社団法人 富山県農林水産公社 森林部
TEL 076-441-5293(平日 8:30~17:15)
FAX 076-432-7086

●この広報冊子や公社営林に関するご意見、ご質問等があれば、お聞かせ願います。



この紙は間伐材パルプ10%・古紙90%を利用しています。